

令和7年第8回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和7年8月19日（火）午後3時00分

場 所 キクロス 大研修室

出席者

教育長	音光寺 以 章	
教育長職務代理者	渡 邊 和 雄	
教育委員	増 永 幸一郎	
教育委員	岩 根 美 紀	
教育委員	白 木 辰 也	
教育委員	三 上 かおり	
教育部長	前 川 幸 輝	（欠）
生涯学習センター長	吉 川 良 二	
教育審議員	冨 永 泰 寛	
学校教育課指導主事	清 永 邦 宏	
学校教育課指導主事	北 村 美 紀	（欠）
学校教育課長	岩 根 貴 史	
学校給食管理室長	財 津 裕 一	
文化課長	坂 本 憲 昭	
生涯学習課長	川 口 克 明	
菊池市立図書館長	松 寺 盛 親	
社会体育課長	川 島 健 一	（途中退席）
社会体育課参事	冨 田 純 司	
学校教育課課長補佐	本 山 大 翁	

16／19人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議事案件
 - 議案第22号 菊池市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について（学校教育課）
 - 議案第23号 菊池市学校給食あり方検討委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について（学校給食管理室）
 - 議案第24号 菊池市学校給食運営形態あり方検討委員会設置規程の制定について（学校給食管理室）
 - 議案第25号 令和7年度菊池市学校給食食材費補填事業補助金交付要綱の制定について（学校給食管理室）
 - 議案第26号 菊池市スポーツ優秀者懸垂幕等掲出に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について（社会体育課）
5. 報告案件
 - 報告第15号 菊池市内小・中学校の不登校、いじめの状況について（学校教育

課)
報告第 16 号 令和 7 年度「全国学力・学習状況調査」結果と分析について（学校教育課）

6. その他

7. 閉 会

8. 教育委員会各課からの事務連絡等

①行事予定について

②次回の教育委員会議

令和 7 年 9 月 25 日（木） 13:30 キクロス大研修室

③その他

開会

音光寺教育長 先月の30日に市内の中学生が水難事故で亡くなりましたので、黙禱をささげたいと思います。よろしくお願いします。

黙禱。

委員一同 (黙 禱)

音光寺教育長 お直りください。

では、ただいまから令和7年第8回菊池市教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いします。

それでは、会議次第に従い、会議録の承認についてを議題とします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和7年第7回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議はありませんので、令和7年第7回菊池市教育委員会の会議録については承認することに決定いたします。

次に、教育長の報告を議題とします。

私より報告をさせていただきます。

では、1番目の動静についてです。

7月24日木曜日、熊本県学校給食研究協議会の研究大会がヴィーブルで行われましたので参加しております。その後、菊池高校の小学生への学習支援の閉講式に参加しております。市内小学生が30名ほど参加しておりました。高校生から勉強を教わってとてもよかったと意見を述べておりました。

7月25日金曜日、市内の小中学校英語の担当者研修会。

26日土曜日、菊池市人権・同和教育研究大会。

28日月曜日、共同募金審査委員会に参加しております。

30日水曜日、総合計画行政評価に係る内部評価委員会。

31日木曜日、臨時校長会議と菊池市教育委員会初任者研修、総合計画行政評価に係る内部評価委員会に参加しております。

8月1日金曜日、菊池市子ども議会で、委員の皆さんには大変お世話になりました。とても内容の濃い子ども議会だったと思っております。

4日月曜日、菊池市と菊池警察署連絡協議会。

5日火曜日、庁議と地球温暖化対策協議会。

7日木曜日、菊池市給付型奨学金等の検討委員会。

10日日曜日、日本千唐会の空手の第17回全日本選手権大会が総合体育館で行われておりますので、開会式に参加しております。

8月19日、本日が市長の記者会見、月例会と教育委員会議となっております。

では、次に市内校長会議、8月25日に行われますが、その内容についてお話

をさせていただきます。

まず、先ほど申しましたように中学生の水難事故ということで、命の教育を再度各学校で行っていただきたいということ、再発防止に向けた取組をしていただきたいということをお話しします。

次に、別紙に、中体連での子どもたちの活躍ということで、今年は中学校5校全ての学校から九州大会並びに全国大会に出場する選手が出ているということで、とてもうれしく思っております。

まず、県大会で優勝したのが、菊池北中学校の牧野君が、陸上男子共通400メートルで優勝しております。七城中学校の水泳の米田君、男子400メートル自由形で優勝、菊池南中学校の合唱部が県の合唱コンクールで最上位の金賞ということでした。

次に準優勝ですが、旭志中学校の女子剣道部が準優勝、泗水中学校の男子バレー一部が準優勝、泗水中学校の空手の女子組手が準優勝、菊池南中学校の空手の女子個人組手の岩崎さんが準優勝ということで、九州大会に出ております。

九州大会では、菊池南中学校の岩崎さんが九州大会準優勝で全国大会出場を果たしております。また、菊池北中学校の牧野君、菊池南中の嶋崎君、それと旭志中学校の岩根君、この3名は陸上競技で全国の標準記録を突破していますので、全国大会に参加をしているところでございます。

非常に菊池市の子どもたちの活躍が目立っているということで、日頃の御指導に感謝申し上げているところです。

次に、資料に書いていますように、菊池南中学校の合唱部が県合唱コンクールで金賞を取ったということと、子ども議会とプラチナ未来人材育成塾のほうに7名、菊池市から派遣しております。子どもたちの様子を見ますと、地域の現状と課題を認識して、子ども議会では将来を見据えた提案をしております。

次に、KKTの「現場発戦後80年目のバトン」というテレビ番組がありましたが、菊之池小学校の6年生が花房飛行場を見学している様子、また泗水中学校の生徒が作成した紙芝居が紹介されております。

次に、熊大の教職大学院の太田教授から今度の校長会でお話をいただきますので、それを学校経営に生かすということをお願いしています。

次に、連絡事項としまして、安心、安全な学校づくりについて、猛暑に対する熱中症対策。このほかに、この前は大雨がありましたが、市内の小中学校の被害はほとんどありませんでした。今後、大型台風や大雨に対して対応をお願いしています。

また、校則等の見直しについて報告がっておりますので、必ず保護者や生徒の意見を聞く機会を確保していただくということをお願いしています。

学力向上については、清永指導主事から報告がありますので、それに向けて取り組むということのほかに、菊池っ子60運動の育成をお願いしています。

いじめ・不登校については、学校が始まる前にしっかりとした取組をお願いするようにしております。また、長期休業明けに自殺者が増えるということにも、対応をするということをお願いしています。

人権教育につきましては、市の人権・同和教育研究大会で小学校と中学校からすばらしい実践レポートがありましたので、今後の指導の参考にさせていただきたいこと。

不祥事防止につきましては、県内の他の学校において不適切な事務処理ということで事務の先生が処分を受けていますので、事例を基に、あらためて不祥事防止研修をお願いすること。

その他として、菊池っ子60運動の講演会が9月9日の14時から行われますので、その案内を発出する予定です。伝統芸能まつりは10月14日、そのほか、クラシックコンサートを10月28日午前中に泗水ホールで中学校1年生を対象に行う予定にしております。

今後の予定につきましては、明日の20日水曜日がESDティーチャープログラムと社会教育委員会議。

21日木曜日から22日金曜日にかけて、九州地区市町村教育委員の研修会が長崎県大村市で行われます。

23日土曜日、地方創生シンポジウム。

24日日曜日、コッコファームレガッタ大会。

25日月曜日、市内校長会議と教職大学院太田教授の講話が行われます。

26日火曜日、前期後半の開始と市議会の本会議が開会いたします。

28日木曜日、菊池北中学校の総合訪問。

29日金曜日、サマースクール。

9月1日月曜日、市議会の本会議と予算決算常任委員会。

2日火曜日から5日金曜日までが市議会一般質問。

3日水曜日、県民体育祭の結団式が行われます。

8日月曜日から11日木曜日までが市議会常任委員会。

9日火曜日、菊池っ子60運動の講演会を旭志公民館で行います。

12日金曜日、部活動地域展開の協議会。

15日月曜日、敬老の日ですが白龍旗小学生野球大会が七城グラウンドで行われます。

16日火曜日、管内教育長会議。

17日水曜日、庁議、県立教育センター連絡協議会、教育支援委員会。

18日木曜日、市内小中学校長会議、菊池市給付型奨学金等検討委員会、菊池の風推進事業として隈府小学校の有働教諭の公開授業が予定されております。

19日金曜日、予算決算常任委員会と議会審議会、学校規模適正化審議会が行われます。

24日水曜日、市内教頭会議。

25日木曜日、市議会の閉会と教育委員会議。

以上が私からの報告になります。

何か質問等ございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

それでは、議事に入ります。

社会体育課の川島課長が次の会議のため、先に社会体育課の議案より進めます。

では、議案第26号、菊池市スポーツ優秀者懸垂幕等掲出に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

川島課長。

川島社会体育課長 社会体育課です。

議案の順番が前後して申し訳ありませんが、議案第26号、菊池市スポーツ優秀者懸垂幕等掲出に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について説明申し上げます。

資料は、別紙資料を御覧ください。

提案理由としましては、主に2点ございます。

まず1点目、現行の要綱ではスポーツ分野のみとなっておりますので、文化分野の優秀者の方の懸垂幕等の掲出も可能になるよう改正を行いたいと考えております。

次に2点目、懸垂幕掲出決定までの期間を短くすることにより、いち早く市民の方へ周知することを目的として改正を行いたいと考えております。

資料の3ページを御覧ください。

左側が現行の要綱になっております。こちらの第3条の基準を満たす場合に懸垂幕の掲出を行っております。表の1、熊本県スポーツ優秀賞受賞者についてですが、この受賞者の選出が例年2月に決定をしますので、懸垂幕の掲出まで、例えば4月や5月に優勝されて該当する場合に、その次の年の2月もしくは3月に懸垂幕掲出となってしまいますので、掲出まで時間を要した案件が多く見られましたので、懸垂幕の掲出を円滑に行うため、基準等の要綱の一部改正を行う必要がございます。

以上が提案の理由になっております。

続きまして、要綱の改正点につきまして説明申し上げます。

資料の3ページ、4ページの新旧対照表で説明申し上げます。

なお、改正点につきましては下線を引いた部分となりますので、御確認をお願いします。

まず、題名を「菊池市スポーツ及び文化優秀者懸垂幕等掲出に関する要綱」に改めます。

次に、第1条の下線部、「スポーツの国際大会及び全国大会等に出場し、優勝又は入賞し」を「スポーツ又は文化の分野における大会等において優秀な成績を収め」に改めます。

第2条第4号中、「みとめる」のところを漢字の「認める」に改めさせていただきます。

第3条は次のように改めさせていただきます。

まず、基準ですが、第3条、懸垂幕等の掲出により称える対象者は、次に規定する基準のいずれかを満たす者とします。

第1号、全国大会に出場し、極めて優秀な成績を収めた出場者。これは、現行では先ほど説明しました熊本県スポーツ優秀賞受賞者となっておりましたので、改正をしております。

第2号、全国行事に出場又は出品し、極めて優秀な成績を収めた出場者又は出品者。こちらは、文化分野を追加することに伴いまして新たに追加しております。

第3号、国際オリンピック委員会が主催する夏季・冬季オリンピック、パラリンピック又はユースオリンピック出場者。こちらは現行と同じになります。

第4号、国際競技団体が主催する世界選手権又は国際大会に出場し、極めて優秀な成績を収めた出場者。これは、現行の「国際大会の1位から3位までの上位入賞者」のところを「極めて優秀な成績を収めた出場者」のほうに改正しております。

第5号、国際行事に出場又は出品し、極めて優秀な成績を収めた出場者または出品者。これも文化分野を追加することに伴い新たに追加をしております。

第6号、前各号の規定に相当すると市長が特に認める者。こちらについても今回新たに追加しております。

次に、2ページを御覧ください。

一番下の附則になりますが、この要綱は、告示の日から施行し、改正後の菊池市スポーツ優秀者懸垂幕等掲出に関する要綱の規定は、令和7年8月1日から適用するとしております。

以上で全体の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

音光寺教育長 まず、この改正するのは、1点目が、文化面がなかったということで、スポーツに加えて文化で貢献した人に対してもするという、2点目が、県のスポーツ優秀賞受賞者というのは2月にしか決まらないということで、優勝などが決まっても、いつまでも懸垂幕が出せないというような縛りがありましたので、それをなくしたいということです。

この件につきまして、何か御質問等、御意見ございませんでしょうか。

渡邊委員。

渡邊委員 4ページの(4)、先ほどお話しましたが、左のほうは1位から3位まで上位入賞者になっているんですけど、「極めて優秀な成績」の基準はありますか。

音光寺教育長 川島課長。

川島社会体育課長 1番、2番は極めて優秀な成績を収めた出場者又は出品者にしております。こちらは、熊本県スポーツ優秀賞受賞者、全国大会では優勝もしくは準優勝の方と現在考えております。

また、国際大会ですが、大会の規模もしくは歴史等も考えて、該当者が出たと

きに決めていければということで考えております。
以上です。

音光寺教育長 よろしいですか。

渡邊委員 はい。

音光寺教育長 これは、結局縛りが県のスポーツ優秀賞受賞者というところで、昨年度、泗水中学校の住野さんが柔道の全国大会で個人で準優勝だったんですが、熊本県のスポーツ優秀賞には選ばれなかったため、昨年度に懸垂幕は出せなかった経緯もあるため、優秀な子に対してはその都度掲出できるように改正をするということです。
ほかにありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑もないようですので、採決をいたします。
議案第26号は、原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたします。
では次に、議案第22号、菊池市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。
岩根課長。

岩根学校教育課長 学校教育課でございます。よろしくお願いします。
議案書の3ページをお願いします。
議案第22号、菊池市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。
提案理由としましては、学校運営協議会の会議は各学校において開催されておりますが、傍聴の取扱いについて学校ごとに違いが出ないように、傍聴に関する規定を詳細にする必要があるものでございます。
それでは、新旧対照表のほうで御説明しますので、5ページをお願いいたします。
まず、第8条及び第9条につきましては文言修正でございます。
一番下の第14条について御説明します。

第14条に第4項として、前3項に規定するもののほか、協議会の傍聴については、菊池市教育委員会会議傍聴規則の例によるというものを加えます。現行では、この第14条に会議の公開、それから事前の傍聴申出及び傍聴人は会議の進行を妨げる行為をしてはならないとした禁止行為が定められているところでございますけれども、改正案では、教育委員会会議傍聴規則の例によるということを追加することで、傍聴の手続、傍聴できない者、傍聴人の禁止行為、傍聴人の退場などの取扱いについて詳細にすることで、協議会の円滑な運営を図りたいと考えております。

次に、4ページの下段の附則ですが、この規則は、公布の日から施行したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について、御質問及び御意見等はございませんか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、採決をしたいと思います。

議案第22号は、原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたします。

では次に、議案第23号と24号は関連しますので、併せて事務局より説明をお願いします。

財津室長。

財津学校給食管理室長 学校給食管理室でございます。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第23号、菊池市学校給食あり方検討委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について。

提案理由は、「菊池市学校給食あり方検討委員会設置要綱」を廃止し、「菊池市学校給食運営形態あり方検討委員会設置規定」を新たに制定する必要がある。これが要項案を提出する理由でございます。

6月27日の第6回教育委員会議におきまして、菊池市学校給食あり方検討委員会設置要綱の承認を得ておりましたが、その後、総務課と要綱内容の協議を行う中で、新たに菊池市学校給食運営形態あり方検討委員会設置規程を制定することとなったため、要綱を廃止するものでございます。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

議案第24号、菊池市学校給食運営形態あり方検討委員会設置規程の制定について。

提案理由は、今後、給食調理員の退職が増えていく中で、学校給食の調理業務の今後のあり方について検討を行うために委員会の設置を行う必要がある。これが規程案を提出する理由である。

規定の内容について説明をさせていただきます。

議案書8ページをお願いいたします。

菊池市学校給食運営形態あり方検討委員会設置規程を掲載しております。

第1条、設置。本市の小中学校における学校給食運営形態のあり方を検討するため、菊池市学校給食運営形態あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条、所掌事務。委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

第1号、本市の小中学校における学校給食の運営形態（直営、民間委託等）のあり方に関すること。

第2号、その他委員会が必要と認める事項に関すること。

第3条、組織。委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。ページ下の表にあります教育長以下7名の委員で構成しております。

第2項、委員長は、教育長をもって充て、委員会を総括する。

第3項、副委員長は、教育部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4条、会議。委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

第2項、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第5条、庶務。委員会の庶務は、教育部学校給食管理室において処理する。

第6条、その他。この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則。この訓令は、令達の日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

音光寺教育長 では、議案第23号及び議案第24号についての御質問、御意見等はございませんでしょうか。

渡邊委員。

渡邊委員 議案第23号の提案の中で、菊池市学校給食運営形態あり方設置規程になっていますが、菊池市学校給食運営形態あり方検討委員会設置規程と発言されましたがどちらが正しいのでしょうか。

音光寺教育長 分かりました。

6ページの提案理由のところで、「廃止し」、「菊池市学校給食運営形態あり方設

置規定」を新たに」、こちらの7ページのほうは、「あり方検討委員会設置規定」で、検討委員会が抜けているということです。

財津室長。

財津学校給食管理室長 大変申し訳ございませんでした。その部分につきまして、記載が漏れておりました。おわびして訂正させていただきたいと思います。

音光寺教育長 では、訂正をよろしくお願いします。
ほかにありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、議案第23号並びに議案第24号は、原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議なしと認め、議案第23号及び議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、議案第25号、令和7年度菊池市学校給食食材費補填事業補助金交付要綱の制定について、説明をお願いします。

財津室長。

財津学校給食管理室長 議案書10ページをお願いいたします。

議案第25号、令和7年度菊池市学校給食食材費補填事業補助金交付要綱の制定について。

提案理由は、学校給食用の食材等が高騰する中、これまでどおりの栄養のバランス及び量を保った学校給食等を実施するために食材費上昇分の補填を行う必要がある。これが要綱案を提出する理由でございます。

議案書11ページをお願いいたします。

令和7年度菊池市学校給食食材費補填事業補助金交付要綱を記載しております。

主な部分のみ説明させていただきます。

第2条、目的。この補助金は、物価高騰等により学校給食用の食材費が上昇する中、これまでどおりの栄養のバランス及び量を保った学校給食を提供することを目的とする。

第3条、補助対象者。この補助金の補助対象者は、学校給食の運営をする小中学校及び団体とする。

第4条、補助事業の名称等。枠内の補助対象経費は、物価高騰により上昇した学校給食用の食材費で、児童生徒分に限る。補助金の算出基礎は、1食当たり、

小学校で２２円、中学校で３１円としております。この単価は、令和７年度の給食費の値上げ分の一部を補填するものでございます。小学校は実際３７円上がっておりますが、そのうちの２２円、中学校が５３円値上げしておりますが、そのうちの３１円を補助するものでございます。

次に、第５条、交付申請。補助金の交付の申請をする者は、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

第１号、事業計画書（様式第１号）。第２号、学校給食費の額と年間給食の予定回数が確認できる資料。第３号、学校給食食材納品業者一覧。

第７条、実績報告。補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

第１号、事業実績報告書（様式第２号）。第２号、学校給食献立表。第３号、喫食者数とその回数が確認できる資料。

説明を省略しましたところは、補助金の交付のための事務手続を記載しております。

最後に、附則です。

この要綱は、告示の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

この要綱の失効及び検討。この要綱は、令和８年４月３０日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

１３ページをお願いいたします。

こちらは第５条で説明しました事業計画書（様式第１号）を掲載しております。１４ページは、第７条で説明しました実績報告書（様式第２号）を掲載しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

音光寺教育長 では、物価高騰分の補填をするということの要項でございます。

何か御質問はありませんでしょうか。

財源はどうなるのか説明をお願いします。

財津室長。

財津学校給食管理室長 こちらの財源につきましては、物価高騰対応創生臨時交付金を活用して補助するものでございます。

以上でございます。

音光寺教育長 今回、臨時交付金が出るということで、対応しているということでございます。ほかにありませんか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑もないようですので、採決をいたします。

議案第25号は、原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたします。
では、次に報告案件に移りたいと思います。

報告第15号、菊池市内小・中学校の不登校、いじめの状況について、事務局より説明をお願いします。

清永指導主事。

清永学校教育課指導主事 本日、北村指導主事が他業務で不在のため、私から報告をさせていただきます。

報告資料3ページを御覧ください。

1番目のグラフは不登校及び不登校傾向のグラフとなります。30日以上の不登校児童・生徒は、7月末現在、小学校24名、中学校57名で、計81名です。そのうち78名が昨年度も不登校でした。また、10日以上30日未満欠席している不登校傾向の児童・生徒は、小学生19名、中学生34名で、合計53名です。

7月のいじめの報告は、小学校1件、中学校1件です。中学校のいじめ事案につきましては、学校において教育相談等を組織的に行い、被害、加害側の生徒と保護者を含め心のケア等を継続的に受けている状況です。小学校の事案につきましては、6月に発生し、現在は解消しておりますが、引き続き関係児童の状況を見守っている状況です。

続きまして、教育支援センター各教室の利用状況です。

7月末現在で23名の申請がありました。内訳は、小学校6年生2名、中学校1年生4名、中学校2年生9名、中学校3年生8名となっております。各教室におきましては、児童・生徒の個々の通級状況に応じ、支援や指導を継続しております。

資料の4ページを御覧ください。

それぞれの教室の相談件数と相談内容の内訳を載せています。4教室の7月の相談件数は、菊池教室26件、菊池南中学校内教育支援センター66件、七城中校内教育支援センター19件、泗水教室41件、泗水中校内教育支援センター64件で、合計140件の相談等がありました。

資料にはございませんが、今年度より設置しました菊池南中学校、七城中学校の校内教育支援センターの利用状況について口頭で説明します。

7月末時点で、菊池南中学校校内支援センターの利用の申請は10名です。七城中学校校内教育支援センターは、今のところ利用の申請はありません。教室に入ることができない生徒の新たな居場所、学習の場として活用されようとしています。

資料の 5、6 ページを御覧ください。

続きまして、心の教室相談の利用状況です。

7 月の心の教室相談件数は、菊北中 20 件、菊池南中 26 件、七城中 16 件、旭志中 25 件、泗水中 50 件で、合計 137 件となっています。相談内容としては不登校や友人関係に関わるものが多く、それらが起因となる体調不良を抱えている児童・生徒もいます。学校ごとに相談件数の違いがありますが、校内の巡回などを通して児童・生徒の様子の小さな変化を見逃さないように心がけ、関係機関との連携をスムーズに進めていくことができるよう取り組んでいるところです。

資料 7 ページの 2 段目のグラフは、菊池市のスクールソーシャルワーカーへの相談件数となります。7 月は 86 件の相談でした。不登校に関する相談や家庭状況に関する相談が多く、主に学校からの要請に基づいて仲介支援を行いました。

最後に、資料の 7 ページ、3 番目のグラフを御覧ください。

学校支援コーディネーターの相談・対応件数が 66 件となります。こちらにも不登校、家庭に関する相談が多く、昨年度から継続して不登校状況が続いている児童・生徒について、専門機関との接続に関する内容が多くありました。

報告は以上となります。

音光寺教育長 では、ただいまの報告に御質問、御意見等ございませんでしょうか。

白木委員。

白木委員 随分丁寧に対応されているなど感心して見ていましたが、例えば、行政が設置する教育支援センターと校内にある支援センター、それと心の教室の機能が分からない。例えば泗水だったら、支所に教育支援センターがあって、泗水中学校の中にもあって、心の教室も泗水中学校の中にあるという状況がつかめていないものですから、少しそこを分かるように説明していただけるとこの数が把握しやすいのではないかなと思います。

音光寺教育長 まず、心の教室相談というのは、全ての中学校に心の相談員を配置して、悩み相談を受けるということ。心の教室相談の部屋がありまして、そこに相談員の先生方が常駐されています。

週 3 日ですね。

清永学校教育課指導主事 はい。

音光寺教育長 そこに子どもたちが相談に来た件数を上げています。

支援センターですけども、市が設定して、昔は適応指導教室と言っていました支援センターを、菊池教室と泗水教室の 2 か所を運営しております。ここには平日週 5 日、指導員の先生が常駐されています。ここには市内の学校から子どもたちが来ますが、泗水教室には泗水小学校の子どもたちが多い状況です。

校内支援センターは、中学校で教室に入れずに別室に登校する子どもたちに対して、その教室に支援センターの指導員 1 名と市が配置しています学校支援員の先生の 2 人が常駐しています。そこに子どもたちがなるべく学校に来られるように対応しています。これは文科省が推進しているところであり、昨年度、泗水中学校に設置しました。

泗水中学校の生徒は、相談だけだったら心の相談室、不登校の子どもたちは校内の支援センターもしくは校外の支援センター、この 2 か所から選ぶことができます。

菊池南中学校と七城中学校に今年から校内支援センターを設置しました。ここは、指導員の先生が菊池南中学校と七城中学校を交互に対応してもらっています。週 3 日と 2 日という形で配置していますので、子どもたちはいろんなところを選択できるということになっています。

よろしいでしょうか。

白木委員 はい。

音光寺教育長 ほかにございませんでしょうか。

増永委員。

増永委員 不登校関係の話ですけど、ちょっと気になって今年の資料と見比べてみました。不登校、小学生は若干増えています。中学生は、去年は 7 月末の段階で 81 名だったのが 57 名というふうに 23 名減っています。非常に成果が上がってきているというふうに考えていいのではないかと。年度ごとに生徒の実態も変わりますので、単純に数字で比較できないのは承知の上で言っていますけども、非常にセンター機能が充実してきたとか、そういったものが影響しているのかなというふうに思います。

ただ、懸念材料は、小学生の不登校が若干増えているというところで、そこが将来的に考えていくとちょっと気になるところです。

音光寺教育長 ありがとうございます。

増永委員がおっしゃったように中学校は減っています。新規の不登校が減っているというのが成果としてだんだん見えてきている。先ほどおっしゃったように小学校は増えてきていますので、委員会としては小学校にも校内支援センターを設置する方向で今検討しているところでございます。できるならば早いうちに、小学校から対策をしなくちゃいけないというところで今考えておりますので、また御相談させていただきます。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

ちなみに、本日、県で不登校対策の県下全体の研修会を行っていますけども、菊池市の取組を発表してもらっているところです。一つは、中学校が減ったのが、昨年度行いました心の健康観察によって昨年度の不登校傾向が随分減ったんで

す。だから、その成果も大いにあると考えています。そのことも県下全体の研修会で発表していて、菊池南中学校が7月までに新規の不登校はなし、泗水中学校も来れなかった子が来れるようになってきていると。校内支援センターのおかげです。そういった成果が出てきているということだろうというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では次に、報告第16号、令和7年度「全国学力・学習状況調査」結果と分析について、事務局より説明をお願いします。

清永指導主事。

清永学校教育課指導主事 令和7年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施した全国学力・学習状況調査の結果について報告いたします。

報告資料の13ページ、詳細編を御覧ください。

まず、小学校です。

各教科の市平均正答率は、県や全国に届きませんでした。中学校は、理科のみ生徒用タブレット端末で回答するC B T方式で実施されました。各教科の市平均正答率や理科のスコアも県や全国に届きませんでした。

14ページを御覧ください。

小学校の詳細な平均正答率です。国語、算数、理科とも、多くの項目で県平均に届いておりませんが、国語と理科の記述式問題では、県平均正答率を超えることができました。また、理科の生命を柱とする領域で県平均を超えました。

15ページは中学校の結果です。

国語と数学について記載しております。国語では、読むことにおいて県平均との差が大きく見られました。また、数学では、領域別でデータの活用において、そして問題形式で記述式において県平均との差が大きく見られました。

16ページから18ページにかけては、成果が見られた内容と課題が見られた内容を記載しております。各中学校においても課題の分析が進められているところ です。

なお、18ページに記載しているとおり、中学校理科では実施日に応じて出題する問題が異なっていたり、非公開の問題があったりしております。

19ページから26ページにかけては、各教科の平均正答率と県との比較において差が大きかった設問について記載しています。

例えば20ページに記載している小学校算数では、2個分で70グラムのピーマン1個と4個分で70グラムのブロッコリーについて、ピーマン1個とブロッコリー4個を食べたとき、何グラムの野菜を食べたことになるかについて問われました。

本市で多く見られた誤答として、ピーマン1個が70グラムであると捉えて計

算している、または回答類型のどれにも属さないものがありました。このことから、授業において、ピーマンは2個分で70グラムであり、ピーマン1個分では何グラムになるかを式で表す力をつけていくことが必要だと考えております。

少し飛びまして、29ページを御覧ください。

ここからは児童生徒質問紙の結果です。県や全国の平均と本市の結果を比較した数値を各欄の下段に記載しています。

まず、児童生徒に関する項目です。

自尊感情については、県や全国平均より低い結果でした。一方、夢や目標については、おおむね県や全国平均を超えていました。先生が児童生徒のよさを認めることについては小学校で、地域や社会への貢献意識については、中学校で全国平均を超えていました。

30ページです。熊本県教育委員会が示す重点指標についてです。

重点指標1にある主体的な学びや、重点指標2にある発表の工夫では、特に中学校において県や全国との差が開いていました。また、31ページから記載している各教科の勉強が好きであるか、内容がよく分かるかについて、中学校の国語や小学校の理科は県や全国の平均と同程度か超えていました。しかし、中学校において、各教科の内容がよく分かるについては、県や全国平均との差が大きく見られました。

32ページを御覧ください。

菊池市の取組である児童生徒が主体となる授業形態に関することについての結果です。

学校へ行くことについての肯定率は、小学校で全国平均を超えていました。周囲との協力についても、小学校において県や全国平均を超えていました。しかし、協働的な学びに関する質問項目では、小中学校とも県や全国の平均に届いておりません。

33ページ、学び方の工夫や学びの形態については小学校が県平均を超えていますが、そのほかは県や全国平均に届きませんでした。

続いて、ICTの活用についてです。

授業での活用について、ほぼ毎日に着目すると、小学校は県平均に近づいてきており、全国平均は上回る結果でした。中学校は県や全国との差が大きく見られました。

34ページを御覧ください。

ICT機器について、授業時間外での活用については、小学校は30分未満が多く、中学校では全く使っていないが最も多い結果でした。端末を用いて情報をまとめることについても、小中学校とも県や全国の平均に届いておりません。

次は、60運動に関する内容についてです。

毎日朝食を食べている児童生徒や、次のページにあります、同じくらいの時刻に起床している児童生徒の割合は9割、同じくらいの時刻に就寝している児童生徒の割合はおよそ8割でした。

また、35ページに示している学校の授業以外の学習時間は、小中学校とも平

日は1時間以上2時間未満、休日は1時間未満が多い結果となっていました。

最後に、36ページからの学校質問紙調査についての結果です。

家庭学習についての項目では、中学校が県平均に届いておらず、昨年度との経年変化でもマイナス傾向でした。

37ページの協働的な学びに関する質問項目では、下から2つの質問項目にある学習活動の工夫について、昨年度と比較すると同様の結果でしたが、県平均には届いていない結果でした。

38ページのICT活用については、今年度新しい授業支援ソフトを使えるようになったことにより、昨年度の結果よりプラスとなっています。教職員同士の支え合いや小中連携については、中学校での取組を除き、県平均を上回りました。

この調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象としています。出題内容は児童生徒がこれまでに学習した内容が定着しているかを見るものとなっています。学校でも、対象学年だけではなく学校の課題として分析や今後の対策を進めてほしいと考えています。

これまで教務主任会や研究主任会での説明、基礎学力向上取組シートやプロジェクトチームを通した取組を通して、今年度の三つの柱、基礎学力の向上、教師の授業力向上、学習習慣の育成を実践しています。今回の結果を受けて、改めて12月の県学力調査に向けて児童生徒の学力向上に取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

音光寺教育長 では、ただいまの報告について質疑及び御意見はございませんでしょうか。
三上委員。

三上委員 説明ありがとうございました。

小学5年生と中学2年生がいます。学校で端末を使っているようになっているんですが、来年度から切替えということで、2人とも故障して学校で使えていません。小学校の子はもう5年生の3月からそういう状態だった、中2の子も1年の途中からそうだったということで、どうしているか聞いたら、そのときはプリント等で対応していると。

子どもたちは、足りないとか端末を使うことに対してあまり問題じゃない、授業で支障を来していないような感じでしたが、この資料を見ると、学校で使えないから家にも持って帰らないということで、家での活用もできない。学校の担任の先生に聞くと、故障しても修理対応するのも1か月以上、長いところは半年以上かかる。

切替えの時期ということで、今年度はどうにか対応してもらっていますが、次の端末を使うときに、故障したときの対応を迅速にできるように、どのようになっているとか、そういった点をちょっと改善してほしいなと思っております。

音光寺教育長 では、清永指導主事。

清永学校教育課指導主事 貴重な御意見ありがとうございました。

実際、修理に時間がかかるなど、修理の台数がとても多いことによってなかなか生徒に行き渡らないという現状は承知しております。そのためにも、新しく端末が更新された際には、まず故障が起こらないような使い方を学校でしっかり指導していくこと、そして不具合があった際に教育委員会のほうに速やかに報告が具体的に上がることによって、その故障に合った措置が速やかに取れるようにということは心がけていきたいなというふうに思っています。

学校と教育委員会が同じような気持ちで、端末を大事に使っていこう、そして故障する台数を減らしていこうというところを今後とも継続してやっていこうと思います。

音光寺教育長 本当に御迷惑をかけています。なかなか修理の業者も台数が多くてスムーズにはできていないというのがあって、この前も校長会で各学校が何台ぐらい今修理に出しているかということで、大切に扱うようにとお願いしているところです。

一番多いのはキーボードの押すところが取れてしまう、次に画面が割れる。今度の機種は、キーボードは一体型というか取れないように、外れないようにしていますので、そういった不具合は多分なくなると思います。それと、カバーもきちんとつけて、一緒に、一体型になっているという形に変えておりますので、その辺のところは改善されるというふうには考えております。

ほかにございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、これで報告案件については終わります。
次に、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 事務局からは特にございません。

音光寺教育長 それでは、本日の委員会はこれで閉会いたします。
皆さん、御起立をお願いします。
お疲れさまでした。

— 了 —